

保護者 様

川崎市立はるひ野小学校
川崎市立はるひ野中学校

地震発生時の児童生徒の安全確保について（お知らせ）

日頃から本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を受けて、川崎市立学校における地震発生時の臨時休業と児童生徒の下校措置については次のとおりとなっています。

本校では、こうした災害発生時に限らず、児童生徒の安全確保を最優先に教育活動に取り組んで参りますので、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

〈臨時休業〉

川崎市内のいずれかの地域（麻生区とは限りません）に、震度 5 強以上の地震が発生した場合は、すべての川崎市立学校において、発生した日の翌日を一齐に臨時休業にいたします。

もし、発生時刻が始業時刻前の場合は、発生した当日についても臨時休業にいたします。（登校時間帯に重なり、登校してしまったお子さんについては原則引き渡すまで学校でお預かりします。）

また、発生した日が休日、休前日（たとえば金曜日）の場合は、休日明けの平日を臨時休業にいたします。また、休日明けの平日が課業日でないとき（夏季休業中や振替休日など）は、児童生徒の学校での活動をすべて中止といたします。

なお、施設設備や地域における被災状況を踏まえて、児童生徒の安全確保を図るために、校長の判断で引き続き臨時休業や登校時刻を変更する場合があります。

〈児童生徒の下校〉

授業など学校での教育活動中に、川崎市内のいずれかの地域（麻生区とは限りません）に、震度 5 強以上の地震が発生した場合は、川崎市立小学校においては、すべての児童生徒を学校に留め置き、保護者に直接引き渡すことが原則になります。また、川崎市立中学校においては、保護者とあらかじめ合意した方法で下校させることになります。

なお、学区の広さや地域の状況を踏まえ、お子さんの安全確保と確実な引き渡しのために、中学生の下校方法がいかなる場合であっても、小学生の弟妹を連れて下校することはできません。

※小学校に設置されている「わくわくプラザ」につきましては、当該小学校が臨時休業した場合は、原則臨時休室となります。

※臨時休業や引き取りの際には配信メールでお知らせいたしますが、災害状況によりメールが使用できないことも考えられます。学校からの連絡がなくても上記を踏まえ、引き取りや自宅待機等の対応をお願いいたします。

上記の点について、ご不明な点がある場合は、小中各教頭（980-5211）までご相談ください。